○ 財務省告示第 260 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号) 第 5条第 11 項の規定に基づき、令和 7年 9月 1日に発行し た利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年10月9日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号
- 2 発行の根拠法律

及びその条項

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成 24 年法律第 101 号)第 3 条第 1項並びに特別会計に関する法律(平成19 年法律第 23 号)第 46 条第 1 項及び第 62 条第 1 項

利付国庫債券(2年)(第476回)

3 振替法の適用等

4 発行方法

- 5 募入決定の方法
  - (1) 価格競争入 札発行
  - (2) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発
- 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

(1) 価格競争入 札発行

額面金額で 2,039,600,000,000 円 うち、財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に関発で 法律第 3 条第 1 項の規定に基面金額で 473,559,450,000 円、特別会計に基づ 473,559,450,000 円、特別定に基づ 3 条第 1 項の規定に基づ面金額で 1,304,228,850,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付 国債については、額面金額で 261,811,700,000 円

(2) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 560,200,000,000円

- 7 払込金額
  - (1) 価格競争入 札発行
- 2,041,066,035,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発

560,603,344,000 円

8 最低額面金額

50,000 円

9 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

10 発行日

令和7年9月1日

- 11 発行価格
  - (1) 価格競争入 札発行

額面金額 100 円につき 100 円 5 銭以上のそれぞれの応募価格

別参加者・ 第I非価格 競争入札発 行

(2) 国債市場特 額面金額 100円につき 100円 7銭2厘

12 利率

年 0.9%

13 初期利子

令和8年3月1日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たると きは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 15 号において規定する期 日について同じ。)。

金 額  $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$ 

14 第 2 期 以 後 の 利 子

毎年3月1日及び9月1日を支払期と し、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。

15 償還期限

令和9年9月1日

16 償還金額

額面金額 100円につき 100円

17 元利金支払場所 日本銀行

18 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

19 払込期日

令和7年9月1日